

## ① 冒認出願

冒認出願とは、特許を受ける権利を有しない者が出願することを言います。また、特許を受ける権利が2人の共有の場合に、単独で出願してしまったときは共同出願違反となります。いずれも拒絶理由・無効理由となっています。特許になるなど公開されてから気付くことが多いと思います。

### (1) 特許後に気付いた場合

対応	手続
特許異議申立(特許公報発行から6ヶ月以内)	異議理由になっていないので申立できません。
特許無効審判	特許を受ける権利を有する者であれば無効審判を請求できます。ただ、無効にしても真の権利者が特許権を取得できる訳ではありません。
損害賠償請求	真の権利者は、冒認者に対して、不法行為に基づく損害賠償請求を裁判所に提起することが考えられます。
特許権移転請求	まず裁判所に特許権移転請求訴訟を提起し、判決を得たら特許庁に特許権移転登録申請をします。
移転登録後の実施権者への請求	冒認者から実施許諾を受けていた者は法定通常実施権を有することになりますが、真の権利者は相当の対価を請求することができます。
補償金請求権(出願中の第三者実施による損失補填)	真の権利者は、特許権の移転請求が認められれば、冒認出願により公開された自己の発明について補償金請求権も得られます。
譲渡による特許権移転登録申請	冒認者が特許権の譲渡に応じれば、移転登録申請できます。
発明者の補正	補正は出願中の手続で、登録後は出来ません。

### (2) 出願中に気付いた場合

対応	手続
特許出願を拒絶させる	審査官は冒認出願・共同出願違反であることを把握できないと考えられます。なお、情報提供の対象外となっています。
特許を受ける権利の確認請求	公開公報で冒認出願を知った場合、裁判所に確認請求を行い、判決を得たら特許庁に出願人名義変更手続をします。
出願人名義変更	冒認者が特許を受ける権利の譲渡に応じれば、名義変更することができます。
発明者の補正	補正前の発明者と補正後の発明者の全員分の宣誓書が必要となります。
真の権利者が特許出願する	冒認出願の公開から1年以内であれば、新規性喪失の例外の適用を受けて出願することができる場合があります。

## こちら特許部

ニッポウ  
**NIPPO** 日峯国際特許事務所

ご質問やご相談を承ります。  
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

 **029-228-5622**

 [info@nippo-patent.jp](mailto:info@nippo-patent.jp)